

見初地域づくり計画

— 自立した地域マネジメントで明日の見初を —
あす



平成29年2月版

見初地域づくり協議会準備会

はじめに

平成29年度から見初の地域運営組織は

「見初地域づくり協議会」となります



近年、我が国は人口減少・超高齢化が進行する中にはあります。今後も更なる人口の減少や高齢化が見込まれています。これらは、国の将来に大きく関わってくる課題ですが、地域で生活している私たちも、もはや他人ごとではありません。たとえば、行政サービスについて考えても、医療・介護・年金などといった社会保障の面で多様なニーズに答えることが出来ない時代が到来することが容易に想定されます。

また、地域づくりにおいては、コミュニティ・自治会等の校区団体の役員の高齢化や次世代を支える担い手不足などから、このままでは地域活力が目に見えて低下することは火を見るより明らかであり、強靭な地域運営組織の設置が望まれます。

このような中にあって、見初校区は自分たちで創意工夫をして取り組み、体系的に活性化を推進していくため、「見初地域づくり計画」を策定しました。

本計画は、見初校区が「オールみぞめ」で困難な課題に真正面から立ち向かい、未来を生きる世代のため、人口減少に負けない様々な取組を地域づくりの柱として「学び・育ち(子ども・大人)・次世代育成の推進」「健康・福祉の推進」「文化・芸術・スポーツの推進」「安心・安全・快適環境づくりの推進」「学校連携の推進」の5つを掲げました。それに伴って、平成29年度から「見初校区コミュニティ推進協議会」を新たな地域運営組織として「見初地域づくり協議会」とし、先人たちが築き上げた地域の魅力が最大限生かせるよう、皆さんとともにより良い地域づくりを進めていきたいと考えています。

最後になりましたが、この計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました校区の方に心からお礼申し上げます。

平成29年2月

見初地域づくり協議会準備会 会長 伊妻 孝

目 次

1 見初校区の概要	1
2 地域の将来像	2
3 地域づくり協議会を軸とした推進体制 で地域連携・活性化	2
4 地域づくりの5つの柱	2
(1) 学び・育ち（子ども・大人）・次世代育成の推進	2
(2) 健康・福祉の推進	2
(3) 文化・芸術・スポーツの推進	2
(4) 安心・安全・快適環境づくりの推進	2
(5) 学校連携の推進	2
5 具体的活動	3
(1) 学び・育ち（子ども・大人）・次世代育成の推進	3
(2) 健康・福祉の推進	4
(3) 文化・芸術・スポーツの推進	5
(4) 安心・安全・快適環境づくりの推進	5
(5) 学校連携の推進	6
6 おわりに ~「計画」の基本的視点と今後の展望 ~	7

《資料》

見初地域づくり協議会規約（案）

地域運営組織図

1 見初校区の概要

見初校区は宇部市の南東部に位置し、市街地の東玄関として、さらには東部臨海工業地帯の中心地として発展した。地域を縦断している松山通り（国道190号線）は幅36mで、周辺部に商業地域、西側には工業地域が広がっている。面積は2.02km²。明治期から海岸付近の炭鉱とともに地域が栄えたが、太平洋戦争中に空襲被害を受けた。戦後、復興のシンボルとして松山通りが建設され、昭和36年（1961年）には道の中央部分にフェニックスが植樹された。昭和40年代には日本のエネルギー改革により、周辺の炭鉱が次々と閉山し、徐々に活気が失われていったが、近年、老朽化した市営住宅の建て替えが着々と進展しており、新しい息吹も感じられる。

見初の名称の起りは、低い所を埋めた地帯～溝埋（みぞうめ）～からきており、明治29年（1896年）にこのあたりに開鉱した小型の炭鉱が、「見初炭鉱」と命名され、それから見初の名称が使われるようになった。

◆ 人口と世帯数

見初校区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	年少 (人)	生産年齢 (人)	高齢者 (人)	高齢化率 (%)
			14歳以下	15～64歳	65歳以上	
平成18年	1,964	3,979	400	2,347	1,232	31.0
平成23年	1,927	3,719	311	2,155	1,253	33.7
平成28年	1,922	3,538	294	1,839	1,405	39.7

◆ 主な課題

- 当校区は、高齢化が進んでいる。（市全城と比較して高齢化率が約10%高い）地域での高齢者対象事業の充実化と同時に、子育て世代の定住の増加の取り組みが必要となってくる。
- 子どもの健全育成について、熱心に取り組んでいる。子ども達の「地域で育つ」という実感をより育み、より充実した取り組みを継続していくことが必要になってくる。
- 「生活」という観点から校区を見てみると、学校、銀行、病院、交通関係等、生活に「必要」な施設等は揃っている。生活必需品の購入などに関しては、コンビニはあるが、スーパーが無いなどの不十分さがある。「生活」という観点から施設等を見直し、「無い」施設等は誘致するなどの取り組みが必要である。
- 空き地や空き家などが増加傾向にある。防犯や防災の観点からも対処していくことが必要である。
- 海岸沿いに立地していることから、地震による津波や風水害の影響が懸念される。地区防災計画や学校等と連携した防災訓練などを通じて、防災意識を高める必要がある。
- 住み慣れた地域の力の強化・推進のため、地域運営組織について自治会連合会をコアとした組織に改変し、取り組む必要がある。

2 地域の将来像

「わいわいがやがや 子どもと大人が共に創る『豊かな生活』をおくる みぞめ」

見初校区は、宇部市の中心市街地の東部に立地している。生活インフラはある程度充実しているが、高齢化率が高い、少子化も進んでいる、スーパーが無い、空き地や空き家が増加しているなどの課題もある。一方で、近年、老朽化した市営住宅の建て替えが着々と進んでおり、新しい息吹も感じられる。

このような地域特性を鑑み、地域住民が「自分の校区は自分たちで住みよい街」にしていくために、「わいわいがやがや」とお互いの知恵を出し合いながら、「楽しく豊かな生活」ができる「みぞめ」の創造を目指す。

3 地域づくり協議会を軸とした推進体制で地域連携・活性化

- 「地域づくり協議会」で、地域の現状や課題を明確化、地域の将来計画を検討、計画に基づいた活動、役員の研修等を実施する。「協議会」を中心に、校区全体を統括し、会の充実・発展を意識した運営をする。5つの専門部会を設置する。
- 役員：会長、副会長、事務局長、部長・副部長、理事等

※巻末《資料》の規約（案）及び地域運営組織図参照

4 地域づくりの5つの柱

（1）学び・育ち（子ども・大人）・次世代育成の推進

- 子どもや大人の「学び・育ち」を中心にして、次世代の育成も含む、計画立案・活動を行う。「生涯学習」や「将来像」を「容」づくる「学び」の計画立案・活動も行う。
- 所属団体：子ども委員会、共育懇話会、人権教育推進協議会、地域活動連絡協議会（母親クラブ）、社会教育推進委員会

（2）健康・福祉の推進

- 健康づくり、福祉関係等の計画立案・活動を行う。
- 所属団体：社会福祉協議会、ふれあい親和会、ボランティア見初、民生・児童委員協議会、母子保健推進委員会、保護司会

（3）文化・芸術・スポーツの推進

- 文化・芸術・スポーツ等の関係の計画立案・活動を行う。
- 所属団体：体育委員協議会、ふれあいセンターで行われている自主運営教室等

（4）安心・安全・快適環境づくりの推進

- 安全・安心に関わる防犯、防災、交通安全に關係することや快適な環境作りに關係することの計画立案・活動を行う。
- 所属団体：自治連合会、環境衛生連合会見初支部、交通安全推進委員会、ふれあい運動推進委員会、見守り隊、自主防災会、防犯連絡所指導員協議会、少年相談員連絡協議会

（5）学校連携の推進

- 学校と連携して、子どもたちの安心・安全・充実した教育を意識した「地域協育ネット」をより発展させ、計画立案・活動を行う。
- 所属組織・団体：神原中学校PTA、見初小学校育友会、小・中学校運営協議会、神原中学校、見初小学校、体育施設開放運営委員会

5 具体的活動

(1) 学び・育ち（子ども・大人）・次世代育成の推進

事業名	事業内容	時期	主体
新1年生を迎える会	ふれあいセンターで小学1年生の歓迎会を実施	4月	子ども委員会
遊び場安全点検	校区内3箇所の公園の遊び場を点検	7月	地域活動連絡協議会
夏休みお楽しみ会（子どもと親の人権学習会）	ふれあいセンターで人権学習、昭和町街区公園で子どもの遊びを支援	7月	地域活動連絡協議会 人権教育推進協議会
通学合宿	ふれあいセンターで小学6年生を対象とした通学合宿を実施	7月	子ども委員会
夏休みラジオ体操	小学校グラウンドで夏休み期間にラジオ体操を実施	7月下旬、8月下旬	子ども委員会
ふれあいキャンプ	十種ヶ峰青少年野外活動センターで小学3～6年生対象にキャンプを実施	8月	子ども委員会
人権学習会	校区を2ブロックに分け、人権学習を実施	9月	人権教育推進協議会
校区人権教育推進大会	ふれあいセンターで人権教育推進大会を実施	11月	人権教育推進協議会
みかん狩り	子どもを対象としたみかん狩りを西岐波で実施	12月	地域活動連絡協議会、子ども委員会
餅つき、輪飾りつくり	ふれあいセンターで餅つき、輪飾りつくりを実施	12月下旬	地域づくり協議会、子ども委員会
どんと焼き	小学校グラウンドでどんと焼きを実施	1月上旬	地域づくり協議会、子ども委員会
新成人と集う会	見初小学校卒業の新成人及びその保護者、担任教師、地域団体代表が集う	1月上旬	共育懇話会

事業名	事業内容	時期	主体
太鼓教室	小学校体育館で小学生を対象に太鼓教室を実施	毎週月曜日、第1、3、5土曜日	子ども委員会
ほんわか塾 (見初まちづくりサークル)	地域で主体的に行動できる人材を発掘・育成し、心豊かな地域づくりを推進	年7回程度	ほんわか塾 (見初まちづくりサークル)

(2) 健康・福祉の推進

事業名	事業内容	時期	主体
ふれあい昼食会	ふれあいセンターで75歳以上の独居の高齢者対象に昼食会を開催	5月、11月、3月	社会福祉協議会、ボランティア見初
親和会 スポーツ大会	高齢者の健康増進を図る	5月	ふれあい親和会
グランドゴルフ 大会	高齢者の健康増進を図る	6月	ふれあい親和会
慰霊祭 盆踊り大会	物故者の慰霊と 遺族の福祉向上	8月	地域づくり協議会、社会福祉協議会
敬老福祉大会	校区で高齢者の長寿を祝い、記念品を贈呈	9月	社会福祉協議会、ふれあい親和会
育児サークル	ふれあいセンターで毎月育児サークルを実施	毎月	母子保健推進員会
いきいきサロン 悠・遊・裕	ふれあいセンターで毎週高齢者サロンを実施	毎週金曜日 (第5週を除く)	いきいきサロン 悠・遊・裕



(3) 文化・芸術・スポーツの推進

事業名	事業内容	時期	主体
合同運動会	校区と小学校が合同で運動会を実施	9月	地域づくり協議会
区民芸能文化祭	ふれあいセンターで2日間にわたり芸能文化祭を実施	10月	地域づくり協議会
ふれあいセンターの運営支援	コピー・印刷機使用料を財源にふれあいセンターの運営を支援	通年	社会教育推進委員会（ふれあいセンター運営協議会）
自主運営教室	ふれあいセンターで自主運営教室を実施	通年	各実施主体

(4) 安心・安全・快適環境づくりの推進

事業名	事業内容	時期	主体
小学校の交通安全教室に協力	高学年(自転車の乗り方)、低学年(道路横断の方法)、新入学児童への指導	4月、11月、2月	交通安全推進委員会
春夏秋年末年始の交通安全運動	街路指導、キャンペーンの実施	春夏秋冬	交通安全推進委員会
松山交番連絡協議会	松山交番との協議会	6月、2月	ふれあい運動推進委員会
子ども110番の旗・危険マップの配布	校区内子ども110番の家に旗と危険マップを配布	7月	ふれあい運動推進委員会・見初育友会
空き缶回収	校区内の空き缶等の回収	7月、10月	環衛連見初支部
合同防災訓練	校区と小学校が合同で防災訓練を実施	10月	自主防災会
高齢者の交通事故防止運動	独居高齢者宅を警察と連携して訪問し、交通指導等を実施	11月	交通安全推進委員会、民生・児童委員協議会

事業名	事業内容	時期	主体
防災器具点検	各支部で防災器具の点検を実施	第2木曜日等	自主防災会
<新規> 地区防災計画の策定・見直し	地区防災計画を策定し、状況に応じて見直しを図る	随時	自主防災会
<新規> 海拔表示の掲示	校区内の子ども 110 番の家など 30 箇所を目標に海拔表示を掲示	29年度末まで	自主防災会
校区行事の 交通誘導	合同運動会など校区行事での交通誘導	行事実施日	交通安全推進委員会
校区内パトロール少年補導	校区内で小中学生・少年に声かけをし、非行を防止	通年	防犯連絡所指導員協議会
ロック & 街頭補導	自転車の施錠確認と街頭補導を実施	通年	ふれあい運動推進員会
山びこ運動	あいさつ運動	毎月第1月曜(8月除く)	ふれあい運動推進員会

(5) 学校連携の推進

事業名	事業内容	時期	主体
小学校の交通安全教室に協力	高学年(自転車の乗り方)、低学年(道路横断の方法)、新入学児童への指導	4月、11月、2月	交通安全推進委員会
合同運動会	校区と小学校が合同で運動会を実施	9月	地域づくり協議会
合同防災訓練	校区と小学校が合同で防災訓練を実施	10月	自主防災会
コミュニティスクール・地域協育ネット	小中学校と連携し、各種事業を推進	通年	地域づくり協議会等

5 おわりに ~「計画」の基本的視点と今後の展望~

- (1) 現状の組織・団体から整理するのではなく、「地域の将来像」と「現状を踏まえた課題」から必要な「部会」を考え、現状の組織・団体を割り振った。
- (2) 現在ある組織・団体は、統一された「将来像」からつくられていったものではなく、その都度、「行政の都合」で作られていったものであり（これは、「地域づくり」を歴史的に考察していければ明らかである。）、活動が重複している場合もある。このことから考えれば、統一された「地域の将来像」ができた後は、この「将来像」を達成できる仕組みが必要と考える。
- (3) 上記(2)を踏まえれば、この際活動が重複する場合「統合」も検討の対象ともなる。
- (4) 組織・団体によっては、いろいろな「部会」にまたがった活動をしているものもある。それらが最終的にどこへ所属するかは、その組織・団体で検討すればよいと考えている。
- (5) 5つの「部会」は、上述したように「地域の将来像」と「現状を踏まえた課題」から提案している。現状の組織・団体を当てはめていけば、当然偏りが出てくる。
- (6) 「部会」の内容を推進していくためには、そこに所属する組織・団体が責を負うのではなく、「地域づくり協議会」の「役員」を振り分けて、その「部会」の活動を推進していくことが必要と考えている。その場合、当然、その「部会」に所属する組織・団体と連携を取りながら進めていくことが必要である。
- (7) ともかく、長い目で物事を考え、取り組んでいくことが大切と考えている。

見初地域づくり協議会規約（案）

（名称）

第1条 この会は、見初地域づくり協議会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は住民がお互いに支え合い、「自分の校区は自分たちで住みよい街」を構築していくために「わいわいがやがや」とお互いの知恵を出し合いながら「楽しく豊かな生活」ができる「みぞめ」の創造をめざし、心豊かで活力と笑顔に満ちた住みよい地域づくりを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 校区内の活動「学び・育ち・次世代育成」「健康・福祉」「文化・芸術・スポーツ」「安全・安心・快適環境づくり」「学校連携」に関して調整し促進する。
- 2 本会の目的達成に必要な事業を行う。
- 3 前2項の事業を行うため、各団体の事業計画や実績に基づき必要な活動資金の適正な配分を行う。
- 4 地域づくりに必要な指導助言等を行う。

（組織）

第4条 本会の組織は、見初地域の住民で構成する。

（専門部会）

第5条 本会の活動を推進するため、次の専門部（別図1）を置くこととし、必要に応じて会議を開き、施策の推進や諸問題の調整・解決を図る。

- 2 各専門部には、部長、副部長、その他必要な部員を置き、自主的に本会の目的達成に必要な諸活動を推進するものとする。

- 1) 学び・育ち・次世代育成推進部会
子どもや大人の「学び・育ち」や「次世代育成」などを中心とした計画立案・活動を行う。また、「生涯学習」や「将来像」を「容」づくる「学び」の計画立案・活動も行う。
- 2) 健康・福祉部会
健康づくり、福祉関係等の計画立案・活動を行う。
- 3) 文化・芸術・スポーツ部会
文化・芸術・スポーツ等の関係の計画立案・活動を行う。
- 4) 安心・安全・快適環境づくり部会
安心・安全に関わる防犯、防災、交通安全に関することや、快適な環境づくりに関する計画立案・活動を行う。
- 5) 学校連携部会
学校と連携して、15歳の育ちを見通しながら、子どもたちの安全・安心・充実した教育を意識した『地域協育ネット』をより発展させていく計画立案・活動を行う。

(役員及び任期)

第6条 本会の役員は、次のとおりとし任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

なお、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

1) 会長	1名
2) 副会長	2名
3) 部長	5名
4) 副部長	5名
5) 理事	50名以内
6) 事務局長	1名
7) 監事	2名
8) 顧問	若干名

(役員の選出)

第7条 役員の選任は、次の各号による。

- 1 会長・副会長は、本会における出席理事の過半数の同意をもって選任する。
- 2 各部会の部長及び副部長は、各部会で選任する。
- 3 理事は、各団体代表者及び住民代表とする。なお、住民代表理事については、部会の部長が推薦し、会長が承認した者とする。
- 4 事務局長は、理事のうちから会長が指名し出席理事の過半数の同意をもって選任する。
- 5 監事は、理事のうちから会長が指名し、出席理事の過半数の同意をもって選任する。
- 6 顧問は、会長が指名し選任する。

(会議)

第8条 本会の会議は総会・理事会・部会及び臨時会とする。

- 2 総会・理事会、臨時会は、会長が、部会は当該部長が招集し、それぞれの長が議長となる。

(総会・理事会、臨時会の議事)

第9条 議事は、出席者総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

(審議)

第10条 本会は、次に掲げる事項を審議する。

- 1 予算、決算、事業計画、事業報告等。
- 2 その他、本会の目的達成のために重要と会長が認める事項。

(役員の任務)

第11条 役員の任務は次による。

- 1 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 部長は、所管の部会を統括し、事業の推進にあたる。
- 4 副部長は、部長を補佐し部長事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 理事は、本会の運営に参画し、議事を審議する。
- 6 監事は、会計及び業務執行の状況を監査する。
- 7 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するために、事務局を見初ふれあいセンター内に設け、事務局長及び事務局員を置く。

- 2 事務局長は、会長の命を受け会計及び会務を処理し、会議に出席する。
- 3 事務局員は、理事会で選任し、本会の雇用とする。また、事務局長の命を受け事務に従事し、会議に出席する。

(経 費)

第13条 本会の経費は、補助金・助成金・配分金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

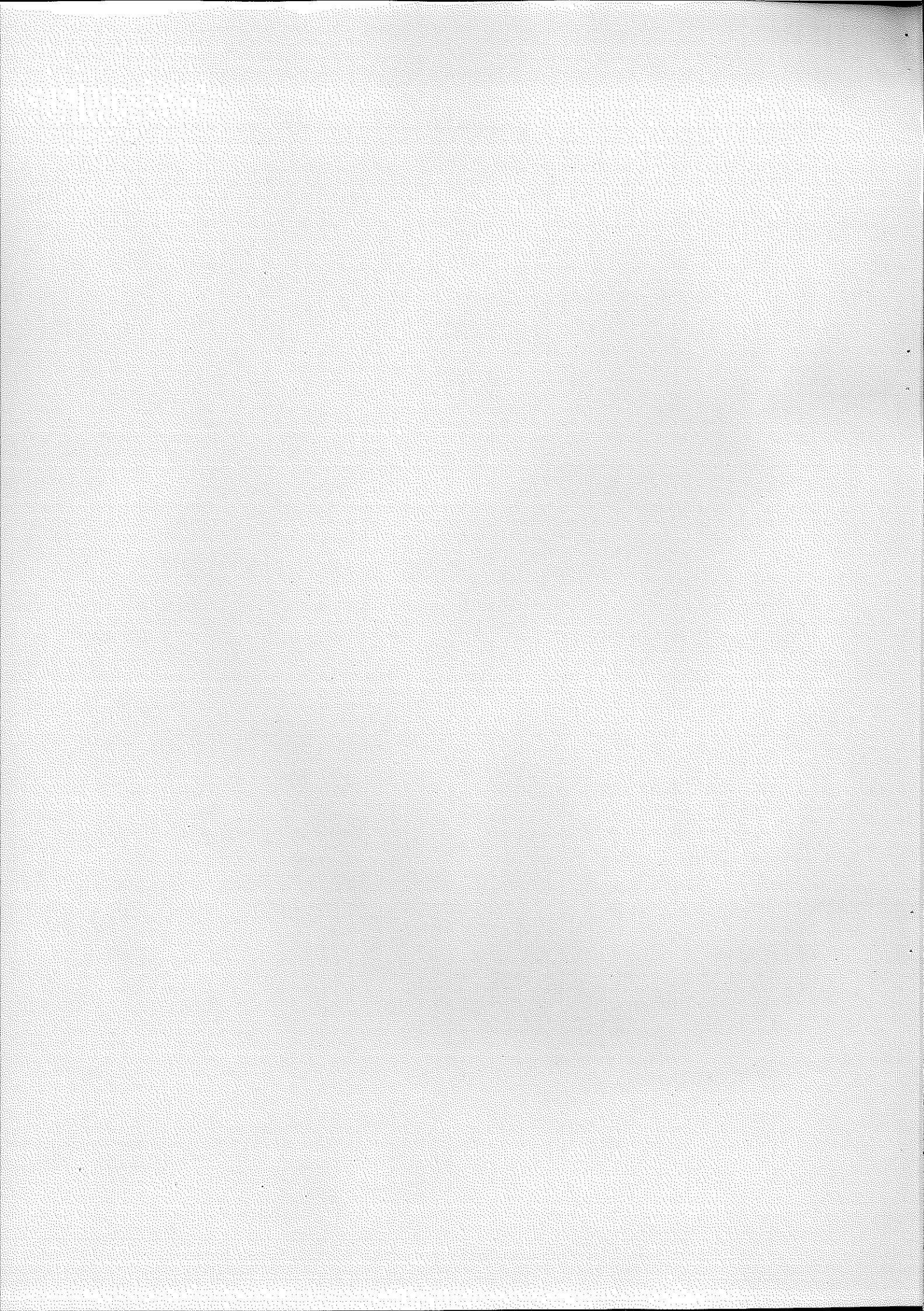
第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月末に終わる。

(規約の改廃)

第15条 本規約の改廃は、理事会に諮り総会出席者数の3分の2の同意を必要とする。

(附 則)

本規約は、平成29年 月 日から施行する。(※総会にて決議)



(別図1)

見初地域づくり協議会組織図



